

専決処分

令和7年2月議会
経済振興委員会 報告資料

報告第13号

**港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額
の決定に関する専決処分について**

令和7年2月
港湾空港局

報告第9号

港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

1 専決報告の理由

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年1月20日次のように専決処分したことを、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	4,600円

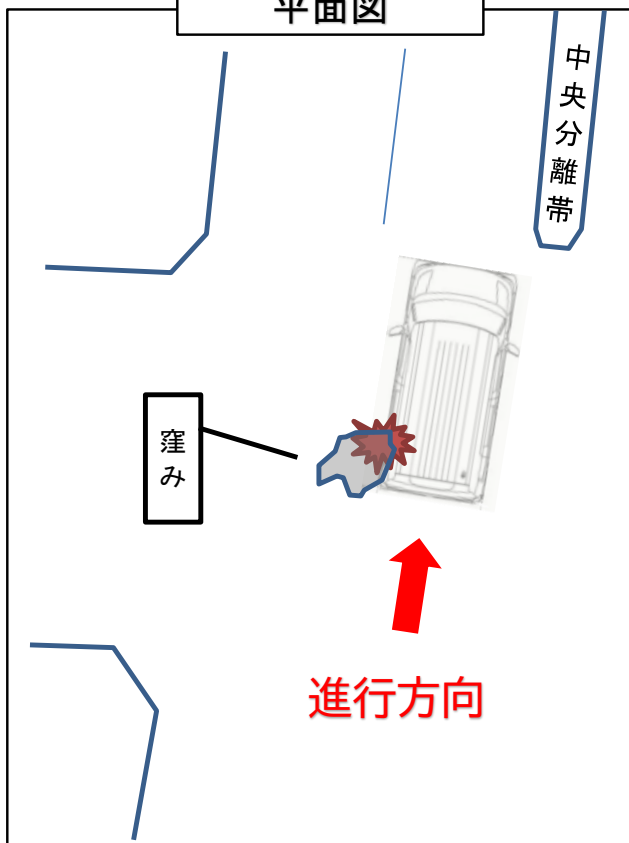
3 事件の概要

令和6年7月9日午後1時10分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の軽乗用自動車が、市内東区東浜二丁目1番40号付近の臨港道路を走行中、当該道路の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

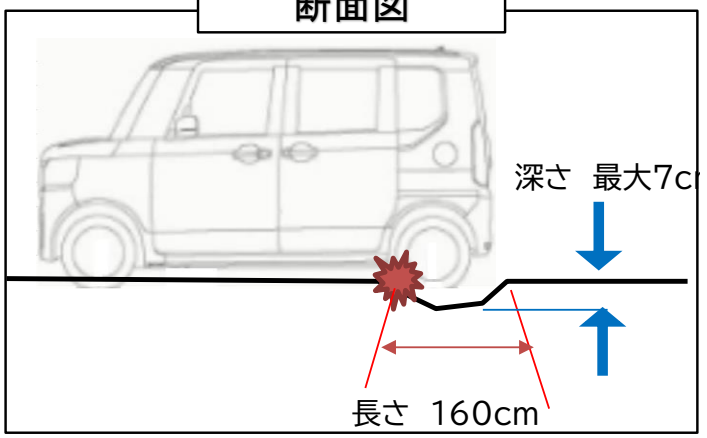
位置図



平面図



断面図



人的損害	なし
物的損害	11,501円
市の過失割合	4割
損害賠償額	4,600円

